

# 城里町耐震改修促進計画 概要版

## 1 計画の背景と目的等

### ●計画の背景と目的

国は、平成7年10月27日に、阪神・淡路大震災を教訓として、法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年12月施行）」（以下、「耐震改修促進法」という。）が制定されました。その後、耐震改修促進法は、平成17年10月に改正され、市町村は「市町村耐震改修促進計画」の策定に努めるよう定められました。更に、平成25年11月には、特定の建築物に対する耐震診断実施の義務化や、耐震改修計画の認定基準の緩和等、耐震化促進の一層の強化を図るため、改正施行されました。その後、平成31年1月に大阪北部を震源とする地震によるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、通行障害建築物に、建築物に附属する組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）が追加されました。

これらを受け、県では、平成19年3月に「茨城県耐震改修促進計画」が策定され、令和4年3月に改定が行われました。

このような背景から、「国の基本方針」及び「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、城里町の建築物の耐震化を促進することを目的として、「城里町耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を改定することにしました。

### ●計画の対象期間

2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

### ●対象とする建築物

全ての住宅・建築物を対象とします。なお、昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物を対象に耐震化を図っていきます。

区分	内容
住宅	戸建住宅、共同住宅（長屋建を含む）
特定建築物	①不特定多数・避難上の要配慮者が利用する建築物 （以下、「多数の者が利用する建築物」という。）
	②危険物を取扱う建築物
	③地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物 （以下、「避難路沿道建築物」という。）
町有建築物	町が所有する建築物のうち、面積200㎡以上のもの

## 2 想定される地震

過去 25 年間の「内陸型（活断層型）」地震で最も被害の大きかった「兵庫県南部地震」（野島断層の逆断層型：上下方向にも横の方向にもずれ）をもとに、同規模の町直下型の地震が発生した場合の被害を想定しています。

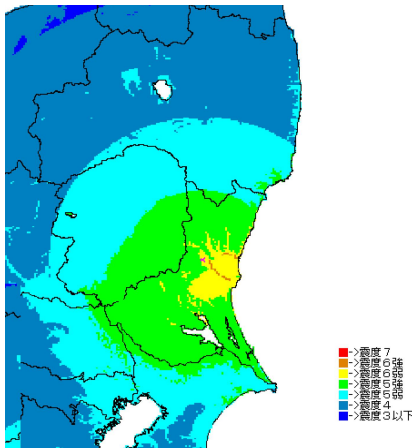


図 想定被害分布図

表 被害想定

被害区分	種別	城里町			計	
		常北地区	桂地区	七会地区		
想定震度		6弱	6弱	5強		
建物被害 (棟)	木造建物	\$46年以前	52	60	0	112
	全棟数(棟)	\$56年以前	4	8	0	12
		\$57年以降	0	0	0	0
	非木造建物	\$56年以前	0	0	0	0
	全棟数(棟)	\$57年以降	0	0	0	0
		計	56	68	0	124
人的被害 (人)	全死者数(人)		0	0	0	0
	全負傷者数 (人)	重篤者数	0	0	0	0
		重傷者	0	0	0	0
		軽傷者	1,344	735	24	2,103
		計	1,344	735	24	2,103
物資供給対象者数(人)			1,167	675	267	2,109

出典：城里町地域防災計画（平成 30 年 11 月）

## 3 建築物の耐震化の現状と目標

### ●住宅の耐震化の現状と目標

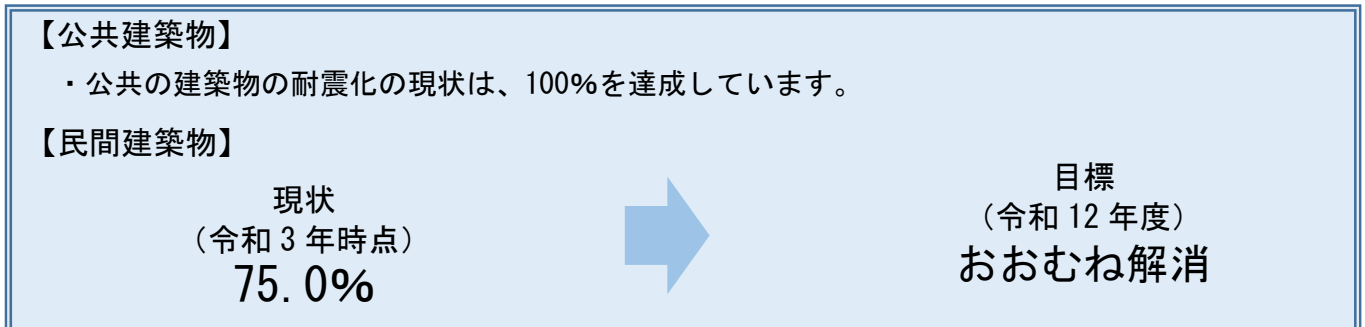
住宅については、国や県の目標を踏まえ、令和 12 年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。



### ●多数の者が利用する建築物（特定建築物）の耐震化の現状と目標

公共建築物は耐震化率が 100%なので、適切な維持管理に努めます。

民間建築物については、県の目標を踏まえ、令和 12 年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。



### ●町有建築物の耐震化の現状と目標

町有建築物は、令和 12 年度までに耐震性が不十分な建築物をおおむね解消することを目標とします。



## 4 建築物の耐震化を図るための取組

### ●耐震化の促進に係る基本的な考え方

建築物に関わる耐震対策は、建築物の所有者等が「自らの生命・財産は自らが守る」という意識を持ち、建築物の安全性の確保に取り組むことが重要です。これらを基本的な考え方とし、町は、建築物の所有者等が耐震診断や耐震改修を行いやすいように、耐震化促進のための環境の整備、知識の普及・啓発等に努めます。また、町が支援する制度を整備し、耐震化の促進を図ります。

### ●耐震化の促進を図るための施策

#### ●耐震化の促進のための環境整備

#### ●地震時の総合的な安全対策の推進

##### ○ブロック塀等の安全対策

町民や建物の所有者に周知し、正しい施工方法や補強方法の普及を図ります。

##### ○屋根瓦の落下防止対策

屋根瓦の改修等による安全確保を促進するため、助成制度の充実に努めます。

##### ○ガラス等の落下防止対策

パンフレットやホームページ等により、啓発活動を進めます。

##### ○特定天井の脱落対策

定期報告制度により対象建築物の把握を行います。

##### ○エレベーター等の安全対策

建築物の所有者等に定期検査などの機会を捉えて、地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

##### ○家具等の転倒防止対策

パンフレットやホームページ等により、家具の転倒防止対策について周知し、家具の固定方法等の普及を図ります。

##### ○災害発生の恐れのある区域における建築物の被害の軽減対策

急傾斜地崩壊防止等の整備を県と連携して行います。

## 5 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

### ○城里町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムによる取組

「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を活用し、木造住宅の耐震化の促進を図ります。

### ○地震防災マップの周知・活用

地震に関するハザードマップを作成し、ホームページ等で公表しています。

引き続き地震に関するハザードマップを活用し、町民への知識の普及・啓発を図ります。

### ○相談体制の整備及び情報提供の充実

住宅等の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修に関する相談や耐震改修工法・専門家の紹介等の情報提供を行います。また、広報誌やパンフレット、ポスター、ホームページや新聞、テレビ等あらゆる機会を通じ、耐震化に関する情報を発信していきます。

### ○パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催

耐震改修促進法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（財）日本建築防災協会）発行のパンフレット等を配布します。

また、県と連携し、地震の危険性や建物の耐震性についての正確な知識や情報が提供できるようセミナーや講習会を開催し、耐震診断・改修の重要性に関する啓発に努めます。

### ○リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

県で養成したリフォームアドバイザーの紹介・周知を行います。

### ○区・自治会等との連携策及び取り組み支援策について

平常時から、防災訓練や地域における危険箇所の改善等の点検活動、自主防災活動訓練を実施するための啓発や必要な支援を行います。

また、地震時における建築物の安全性に対する意識の向上を図るため、自治会等を対象に地震防災に関する出前講座を行います。

## 6 耐震改修等を促進するための指導や助言等

改正耐震改修促進法では、耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務を課しています。

このため、県や所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に向けて必要があると認めるときに、耐震改修促進法に基づき、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行います。

町は、所管行政庁である県と連携し、適切な指導、助言等が行われるよう努めます。

## 7 その他の耐震改修等を促進するための事項

### ○地震発生時に通行を確保すべき路線に関する事項

#### ・茨城県緊急輸送道路

県計画において、「茨城県緊急輸送道路」（平成26年3月改定）が指定されており、「地震発生時に通行を確保すべき道路」として、第一次緊急輸送道路及び第二次緊急輸送道路が指定されています。

これらの道路沿いにある避難路沿道建築物のうち、旧耐震基準の建築物で耐震性を有していないものについて、重点的に耐震化を促進していきます。

#### ・避難路

本計画では町内の小学校と中学校の通学路を避難路に指定しています。避難路は、災害発生時に通行を確保すべき道路であるため、沿道の建築物は重点的に耐震化を促進していきます。